

山形県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

平成21年4月1日規程第28号

改正 令和5年3月15日規程第4号

改正 令和6年2月28日規定第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県公立大学法人職員就業規則（平成21年規則第2号。以下「職員就業規則」という。）第35条の規定に基づき、山形県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する職員（職員就業規則第2条第1項に規定する職員（第3条第4項に規定する職員を除く。）をいう。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇等について必要な事項を定める。

2 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間に関する条例（昭和26年山形県条例第44号）及び職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年山形県条例第64号）の適用を受ける山形県職員の例による。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、1日について7時間45分、1週間について38時間45分とする。

2 職員就業規則第22条第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）その他理事長が認める短時間勤務職員の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、理事長が定めるものとする。

(勤務を要しない日及び勤務時間の割振り等)

第3条 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。

2 職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は次のとおりとし、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振る。

(1) 勤務時間の割振り 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 休憩時間 午後零時から午後1時まで

3 前2項によりがたい職員の勤務を要しない日、勤務時間の割振り及び休憩時間については、理事長が別に定めることができる。

(勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更)

第4条 理事長は、職員に前条第1項の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち、期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間（以下「半日勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の期間は、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間をいう。

3 第1項の勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、勤務を要しない日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（第3条第2項又は第1項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）が引き続き24日を超え

ないようにしなければならない。

- 4 理事長は、勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(休憩時間)

第5条 第3条の休憩時間は、理事長が職務の特殊性があると認める場合は、労使協定を締結することにより、一斉に与えないことができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第6条 理事長は、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の断続的な勤務をすることを命ずることができる。

- 2 理事長は、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。
- 3 前2項の規定により勤務を命ぜられた時間が、第2条に規定する勤務時間を通じて8時間を超えるときは、少なくとも1時間の休憩時間を所定の勤務時間の途中に置かなければならない。
- 4 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員が請求した場合には、第1項及び第2項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務を命じないものとする。

(時間外勤務代休時間)

第6条の2 理事長は、山形県公立大学法人職員給与規程（平成21年規程第23号。以下「給与規程」という。）第17条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、期間内にある勤務日等（第9条に規定する休日及び第11条第1項に規定する代休日を除く。この条において同じ。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の期間は、給与規程第17条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間をいう。
- 3 理事長は、時間外勤務代休時間を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与規程第17条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与規程第17条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）

又は第3項の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務の時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与規程第17条第2項規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与規程第17条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

- 4 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（第15条に規定する年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

- 5 理事長は、第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第2項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、理事長が、法人の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りではない。
- 6 理事長は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 7 理事長は、第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。
- 8 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(災害時等における勤務)

第7条 理事長は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、職員に対しその必要限度において、正規の勤務時間外または勤務を要しない日若しくは休日に勤務を命ずることができる。この場合においては、労基法第33条第1項の手続きを必要とするものとする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして理事長が認める職員を除く。）が当該子を養育するために、又は山形県公立大学法人職員育児休業、介護休業等に関する規程（平成21年規程第29号）第32条に規定する介護を要する者（以下「要介護者」という。）のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 理事長は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために、又は要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

- 3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために、又は要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第6条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

(休日)

第9条 職員の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）をいう。

(休日の振替)

第10条 理事長は、業務のため必要と認めるときは、職員の休日（以下「休日」という。）を、勤務を要しない日及び休日以外の日と替えることができる。

2 第4条第3項及び第4項の規定は、休日の振替について準用する。

(休日の代休日)

第11条 理事長は、職員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第6条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等（以下「代休時間指定日」という。）及び休日を除く。第3項において同じ。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定による代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた第1項に規定する勤務日等について行わなければならない。

4 理事長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

5 理事長は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、第3項の規定により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(通常の勤務場所以外の勤務)

第12条 職員は、業務の都合上必要があると認められる場合には、通常の勤務場所を離れて勤務することがある。

2 職員が前項による勤務をした場合において、当該勤務の勤務時間を算定しがたいときは、第2条に定める勤務時間を勤務したものとみなす。

(裁量労働)

第13条 労働基準法第38条の3に規定する裁量労働に従事する職員の勤務時間については、裁量労働に関する労使協定を締結したときは、第2条第1項に規定する勤務時間にかかわらず、当該労使協定に定めた時間を勤務したものとみなす。

2 始業、終業、休憩及び休息の時間は、第3条第2項に規定する時間を基本とするが、裁量労働の対象となる職員は、業務遂行の必要に応じ、各自の裁量により具体的な時間配分を決定するものとする。

(休暇)

第14条 職員の休暇とは、この規程の規定に基づき、職員が理事長の承認を経て、正規の勤務時間中に給与の支給を受け、又は受けなくて勤務しない期間をいう。

(年次有給休暇)

第15条 職員の年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって当該年の中途において新たに職員となるもの
その年の在職期間等を考慮し20日を超えない範囲内で理事長が定める日数

(3) 当該年の前年において山形県その他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員又はその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち理事長が認めるものに使用される者（以下「山形県職員等」という。）であった者であ

って引き続き当該年に新たに職員となったものその他理事長が認める職員

山形県職員等としての在職期間及びその在職期間中におけるこの条の規定による有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数

- 2 前項の年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く）は、1の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 前2項の規定によりがたい職員の年次有給休暇の日数については、その者の勤務時間等を考慮して理事長が定める。
- 4 職員の年次有給休暇は、理事長が職員の請求する時期に与える。ただし、事務の運営上支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。
- 5 第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員が有する年次有給休暇日数のうち5日について、理事長が当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、当該職員が前項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

（年次有給休暇の単位）

第16条 年次有給休暇の単位は、1日又は半日単位で取得することができる。ただし、職員から請求があった場合で特に必要があると認められるときは、1時間単位で取得することができる。

- 2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とする。
- 3 前項の規定によりがたい職員の年次有給休暇の換算については、その者の勤務時間等を考慮して理事長が定める。
- 4 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第13条に規定する裁量労働制適用職員は、年次有給休暇を1日単位で取得するものとする。

（休日の勤務）

第17条 理事長が、業務のため必要があると認めたときは、職員に対し、休日においても勤務をさせることができる。

- 2 第6条第3項及び第4項の規定は、休日の勤務について準用する。

（代日休暇）

第18条 理事長は、勤務を要しない日又は休日（第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）に勤務を命ぜられて勤務した職員から請求のあったときは、事務運営上支障がないと認めるときは代日休暇を与えることができる。

（結核要療養者の休暇）

第19条 法人の行う健康診断の結果、結核の判定を受け療養を要する職員には、その療養期間中1年以内に限り有給休暇を与える。

（忌引休暇）

第20条 職員の忌引に関する休暇は、別表第1に定める期間内において必要と認める期間を理事長が与える。

2 前項の休暇は、有給とする。

(産前産後の休暇)

第21条 理事長は、8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定の職員が、医師又は助産師の証明書を添えて休暇を請求したときは、産前休暇を与えなければならない。

2 理事長は、出産した職員に対しては、その請求により出産の日の翌日から8週間以内の産後休暇を与えることができる。

3 産前休暇が8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）に満たなかった場合においては、その職員の請求によって当該満たなかった期間を産後休暇に加えることができる。ただし、産後休暇は、10週間を超えることができない。

4 前3項の休暇は、有給とする。

(生理休暇)

第22条 理事長は、生理日の就業が著しく困難な職員が、生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。

2 前項の休暇は、3日以内を有給とする

(特別休暇)

第23条 災害、業務上の傷病及びその他の事由により、休暇を必要とするときは、理事長の承認を得たときに限り有給とする。

2 前項の特別休暇の期間については、別表第2に定める基準の範囲内とする。

(休暇の手続)

第24条 職員が年次有給休暇、生理休暇又は産前産後の休暇を受けようとするときは、あらかじめ理事長に申請しなければならない

2 職員が結核要療養休暇、特別休暇又は忌引休暇を受けようとするときは、あらかじめ理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、忌引休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第25条 年次有給休暇、忌引休暇、産前産後休暇、生理休暇及び特別休暇（別表第2その他の項第5号、第6号、第8号、第11号及び第15号の事由による場合を除く。）について職員がやむを得ない事由によりあらかじめ前条による申請若しくは承認を得るいとまがない場合には、直ちに電話その他による連絡を行なうとともに、事後できるだけ速やかにその手続をとらなければならない。

(修学部分休業)

第26条 職員は、理事長の承認を受けて、職務に関する能力の向上を目的として大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない期間中休業すること（以下「修学部分休業」という。）ができる。

2 前項の規定による承認は、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、職員等の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

3 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、山形県公立大学法人職員給与規程（平成21年規程第23号）第16条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

4 前3項に定めるもののほか、修学部分休業の取扱いについては、山形県職員等の修学部

分休業に関する条例（平成17年山形県条例第68号）の適用を受ける山形県職員の例による。

（自己啓発等休業）

第27条 職員は、理事長の承認を受けて、職務に関する能力の向上を目的として大学等課程の履修又は国際貢献活動のため、3年を超えない期間中休業すること（以下「自己啓発等休業」という。）ができる。

2 自己啓発等休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

4 前3項に定めるもののほか、自己啓発等休業の取扱いについては、山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年山形県条例第63号）の適用を受ける山形県職員の例による。

（配偶者同行休業）

第28条 職員は、理事長の承認を受けて、外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と生活を共にするため、3年を超えない期間中休業すること（以下「配偶者同行休業」という。）ができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、配偶者同行休業について準用する。

3 前2項に定めるもののほか、配偶者同行休業の取扱いについては、山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年山形県条例第71号）の適用を受ける山形県職員の例による。

（高齢者部分休業）

第29条 職員（職員就業規則第2条第2項に規定する教員のうち教授、准教授、講師、助教を除く。）は、理事長が業務の運営に支障がないと認めるときに承認を受けて、当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該承認を受けた日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）ができる。

2 前項の規定による承認は1週間を通じて19時間20分を超えない範囲で5分を単位として行うものとする。

3 第26条第3項の規定は、高齢者部分休業について準用する。

4 前3項に定めるもののほか、高齢者部分休業の取扱いについては、山形県職員等の高齢者部分休業に関する条例（令和5年山形県条例第 号）の適用を受ける山形県職員の例による。

（特例）

第29条 理事長は、職員の勤務時間及び休暇等について、その勤務条件の特殊性その他の事由によりこの規程により難しいものと認める場合においては、特例を定めることができる。

（その他）

第30条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇等について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において、公立大学法人山形県立米沢女子短期大学及び公立大学法人山形県立保健医療大学への職員の引継ぎに関する条例（平成21年山形県条例第30号）により山形県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「引継職員」という。）が、施行日以降の期間について山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年山形県条例第93号）第9条の年次有給休暇その他の承認を施行日前に受けている場合は、この規程による承認を受けているものとみなす。

3 引継職員は、施行日前に使用した結核要療養休暇、生理休暇及び特別休暇の日数を施行日に承継する。

附 則（平成22年3月29日規程第4号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月1日規程第12号）

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日規程第7号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規程第39号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規程第17号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第9号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月1日規程第1号）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和4年1月21日規程第1号）

この規程は、令和4年1月21日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

附 則（令和4年10月1日規程第8号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日規程第4号）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再雇用職員（改正後の山形県公立大学法人職員再雇用等規程（以下「新職員再雇用等規程」という。）附則第2条第1項若しくは附則第3条第1項の規定により採用された職員をいう。）で新職員再雇用等規程附則第3条第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、改正後の山形県公立大学法人職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「新職員勤務時間等規程」という。）第2条第2項に規定する定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新職員勤務時間等規程の規定を適用する。

附 則（令和6年2月28日規定第2号）

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

忌引日数表

	死亡した者	日数	備考
	配偶者	10日	1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、一親等の直系血族（父母）に準ずる。 3 葬祭のため遠隔の地におもむく必要のある場合に、実際に要した往復日数を加算することができる。
血族	一親等の直系尊属（父母）	7日	
	同卑属（子）	5日	
	二親等の直系尊属（祖父母）	3日	
	同卑属（孫）	3日	
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	
	三親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	
姻族	一親等の直系尊属	3日	
	同卑属	1日	
	二親等の直系尊属	1日	
	二親等の傍系者	1日	
	三親等の傍系尊属	1日	

別表第 2

特別休暇の承認の基準

区分	事由	期間
災害	（１）風水震火災その他の非常災害による交通遮断	その事由の発生している期間
	（２）風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	必要と認められる期間
業務上の傷病	（１）業務上の負傷又は疾病	90日以内。ただし、必要により期間満了後更にその都度更新できるものとする。
その他	（１）交通機関の事故等の不可抗力の原因	その事由の発生している期間
	（２）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく健康診断、就業制限又は交通の制限若しくは遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
	（３）負傷又は疾病（予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含み、（３の２）及び（３の３）に掲げる負傷又は疾病を除く。）	90日以内
	（３の２） ① 高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病及びその他の慢性疾患で理事長が特に必要と認めるもの ② 精神及び神経に係る疾病で理事	180日以内

長が特に必要と認めるもの	
(3の3) 通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この号において同じ。）による負傷又は疾病	90日以内。ただし、必要により期間満了後更にその都度更新できるものとする。
(4) 負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後において、又は結核療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後において、なお健康上普通勤務を困難とする場合	60日間の期間内において時間を単位として与えるものとする。
(4の2) 負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後において、又は結核療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後において、医師が定期的に通院検診を要すると認める場合	1年以内の期間において1月につき1日以内
(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公署等への出頭	必要と認められる期間。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合には、これに要する往復日数を加算するものとする。
(5の2) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(5の3) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合 ① 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ② 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障がいがある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設で理事長が認めるものにおける活動 ③ ①及び②に掲げる活動のほか、	一の年度につき5日以内

身体上若しくは精神上の障がい、 負傷又は疾病により常態として日 常生活を営むのに支障がある者の 介護その他の日常生活を支援する 活動	
(5の4) 異常な自然現象による職員 の身体への危害を回避するため勤 務しないことがやむを得ないと認 められるとき	必要と認められる期間
(6) 婚姻	7日以内
(6の2) 職員が不妊治療に係る通院 等のため勤務しないことが相当で あると認められる場合	一の年度につき5日（当該通院等が体 外受精その他理事長が定める不妊治療 に係るものである場合にあっては、10 日）以内
(7) 妊娠中又は出産後1年以内の職 員が母子保健法（昭和40年法律第 141号）に基づく保健指導又は健 康診査を受けるため病院、診療 所、助産所又は保健所に赴く場合	妊娠満23週までにあっては4週間に1 回、妊娠満24週から満35週までにあつ ては2週間に1回、妊娠満36週から出 産までにあっては1週間に1回、産後 1年までにあってはその間に1回（医 師等の特別の指示があつた場合にはい ずれの期間についてもその指示された 回数） 各4時間以内 ただし、通院が極めて不便であると 理事長が認めた場合は、7時間45分を 超えない時間まで延長することができる。
(8) 妊娠中の職員の通勤に利用する 交通機関の混雑の程度が母体又は 胎児の健康保持に影響があると認 められる場合	1日につき、正規の勤務時間の始め又 は終わりにおいて1時間
(8の2) 妊娠中の職員の業務が母 体又は胎児の健康保持に影響があ ると認められる場合で、当該職員 が適宜休息し、又は補食すること が必要なとき	必要と認められる期間
(9) 妻の出産	出産予定日の1週間前の日から出産の 日後2週間を経過するまでの期間内 において3日以内
(9の2) 妻が出産する場合であつ てその出産予定日の6週間（多胎 妊娠の場合にあっては14週間）前 の日から当該出産の日以後1年を 経過する日までの期間にある場合 において、当該出産に係る子又は 小学校就学の始期に達するまでの 子を養育する職員が、これらの子 の養育のため勤務しないことが相	当該期間内において5日以内

当であると認められるとき	
(10) 職員が生後満3年に達しない子を育てる場合（理事長が定める場合を除く。）	1日2回、1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認められる期間。ただし、1回に取得できる期間は、30分、45分又は60分とし、2回分を連続して取得することもできるものとする。
(11) 父母、配偶者及び子の祭日	1日
(12) 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある要介護者その他理事長が定める家族の世話（看護、介護その他の理事長が定める世話をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間 (1) 要介護者の世話を行う場合 一の年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）以内 (2) 理事長が定める家族の世話を行う場合 一の年度につき5日以内
(13) 中学校就学の始期に達するまでの子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして理事長が定めるその子の世話をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間 (1) 子の看護（次号に掲げる場合を除く。）を行う場合 一の年度につき5日（当該子が2人以上の場合にあっては、10日）以内 (2) 小学校就学の始期に達するまでの子に母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受けさせる場合 必要と認められる期間
(14) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、勤務を要しない日、代休時間指定日、休日及び代休日を除いて原則として連続する6日の範囲内の期間
(15) 職員としての勤続期間等を考慮して理事長が定める職員が心身の活力の維持及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合	勤務を要しない日、代休時間指定日、休日及び代休時間指定日、代休日を除いて原則として連続する、5日を限度として当該職員ごとに理事長が定める日数の範囲内の期間